

第2次奥州市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年3月
岩手県奥州市

目 次

1 計画の背景

- (1) 地球温暖化問題とは 1
- (2) 地球温暖化問題に関する国内外の動向 2

2 第1次計画の取組状況

- (1) 第1次計画の概要 3
- (2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標の進捗状況 4

3 第2次計画の基本的事項

- (1) 計画の目的 6
- (2) 計画の位置づけ 6
- (3) 計画期間及び基準年度 6
- (4) 計画の対象とする温室効果ガス 6
- (5) 計画の対象とする組織と施設 7
- (6) 計画の対象とする事務事業 7
- (7) 温室効果ガス排出量の目標 7

4 目標達成に向けた取組み

- (1) 事務・事業に関する取組み 11
- (2) 進捗状況の公表 14
- (3) 計画の推進体制 14

1 計画の背景

(1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇することで宇宙へ熱が放出されずに、地表面付近の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことです。予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題とされており、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されるなど、最も重要な環境問題の一つとなっています。

2013（平成 25）年に IPCC*¹（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第 5 次評価報告書では、「20 世紀半ば以降の温暖化の主な原因は人間活動の可能性が極めて高い」と結論付けています。

人間の活動として私たちは、その生活の中で、例えば石油や石炭などの化石燃料を消費し、多くの二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などの温室効果ガスを排出し続けてきました。まさにそれらが地球温暖化の要因となるものです。

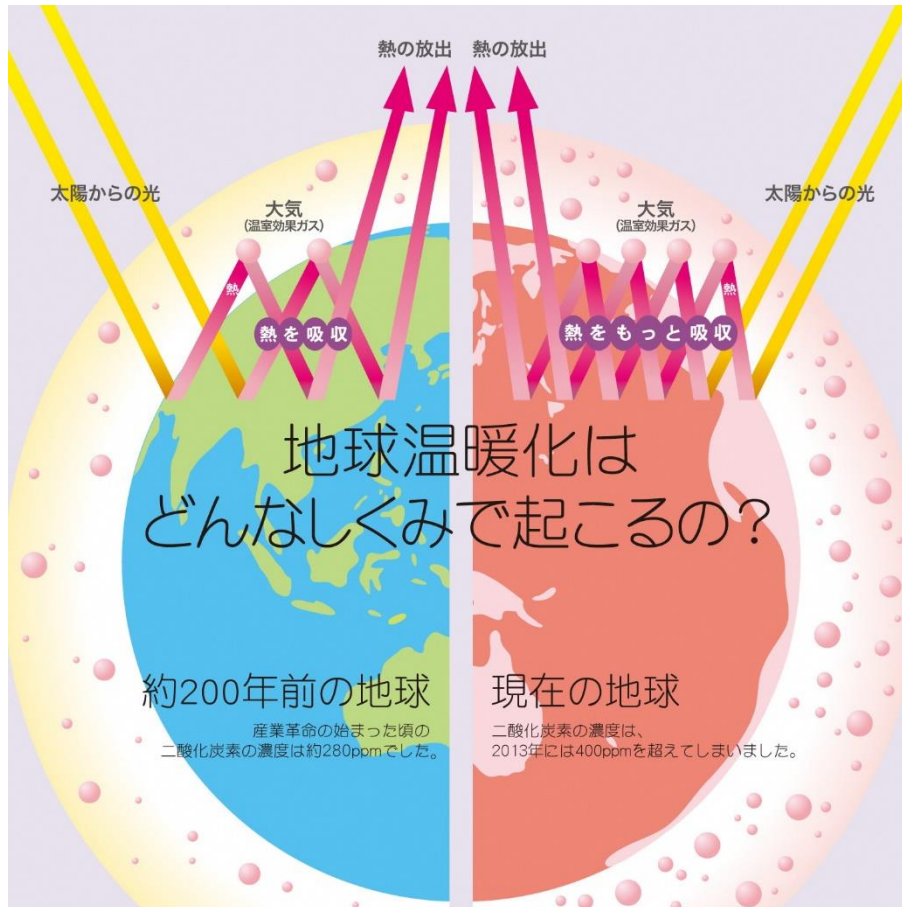
さらに、IPCC の報告書では、このまま温室効果ガスを排出し続けた場合、地球の平均気温が、2.6～4.8℃も上昇するとしており、地球環境への甚大な影響が危ぶまれます。

地球温暖化は、地球上のすべての国や地域において、本来、地球が備えていた気候システムを狂わせ、急激な気候変動をもたらし、例えば下記のような現象と重大な結果をもたらします。

これらは、私たち人類のみならず、地球上のすべての生物にとって、危機となるものです。

- ア 海面水位の上昇による人類居住地域の狭小化
- イ 豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象の日常化
- ウ 食糧や水資源の不足
- エ マラリア等の感染症リスクの増加
- オ 生態系の破壊

*1 IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）とは、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた報告書を作成・公表し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とする。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

【世界】

世界では、1992（平成4）年に温室効果ガスの削減を目的とした「国連気候変動枠組条約」の採択の後、1997（平成9）年の第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において2020（令和2）年までのCO₂削減目標を定めるための枠組みである「京都議定書」が交わされました。しかし、その対象が先進国のみであり、中国やインドが外れていたほか、アメリカも不参加となってしまいます。

2015（平成27）年、COP21において、排出量の多くを占める国々が除外されているという不完全な状態を見直すべく、主要排出国を含む多くの国が参加した「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年発効しました。

「パリ協定」では、世界の温室効果ガス排出量の約86%を占める159の国と地域が参加しており世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力を追求すること、21世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスを取ることを目指しています。

また、参加各国に、温室効果ガスの削減目標の設定とその達成のための国内対策を取ることを求めており、これを基に、すでに世界各国で温暖化の緩和や適応について具体的な対応が始まっています。

【国内】

日本政府においても、批准手続きを経てパリ協定の締結国となり地球温暖化対策と経済成長の両立を目指し、さまざまな政策が展開されています。

2021（令和3）年4月、日本政府は「2030年度の温室効果ガス削減目標について、2013年度に比べて46%削減すること。さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」とし、気候変動サミットにおいて、国際社会へも表明しました。

非常に高い目標値の設定の理由として、「集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素は待ったなしの課題」であることを挙げています。

また関連する法律についても、これらの世界的な地球温暖化対策、脱炭素の流れに合わせ、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」は改正を重ね、令和3年度改正では、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけ、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素の取組み等の推進を定めています。これらの国内の方向性については、当市においても当てはまるものであり、地方自治体の一つとして、主体的に、かつ、早急に取り組まなければならない状況となっています。

2 第1次計画の取組状況

(1) 第1次計画の概要

第1次計画の概要は次のとおりです。なお、当初、計画期間は2008年度から2012年度まででしたが、期間を延長して、引き続き温室効果ガス総排出量について2006年度を基準として7%削減するという目標に取り組んできました。

第1次計画の概要	
策定年月	2008（平成20）年3月
計画期間	2008（平成20）年度から2022（令和4）年度（第2次計画策定の日まで）
基準年度	2006（平成18）年度
計画対象	(1) 温室効果ガスの種類 温対法第2条第3項に掲げる6種類のうち、下記4種類 二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O） ハイドロフルオロカーボン（HFC） (2) 事務・事業及び組織・施設 市が行う全ての事務・事業を対象。 市の職員自ら事務・事業・管理を行っている組織・施設。 ※管理・運営を委託している施設は、除く
計画目標	(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標 温室効果ガス総排出量を2012（平成24）年度までに基準年度比で7%削減。

<p>計画目標</p>	<p>2012（平成 24）年度以降も各年度基準年度比 7%削減を継続。</p> <p>(2) 二酸化炭素を発生させるエネルギー及び燃料の使用量の削減目標 エネルギー及び燃料の使用量を 2012（平成 24）年度までに 2006（平成 18）年度比で次のように削減。また、2012（平成 24）年度以降も同じ削減目標を設定。</p> <p>ガソリン 5 % 灯油 8 % 軽油 8 % 重油 6 % L P ガス 4 % 都市ガス 4 % 電気 7 %</p>
<p>取組内容</p>	<p>(1) 財やサービスの購入・使用に関する取組み ア 購入に関する取組み イ 使用に関する取組み ウ 廃棄物に関する取組み</p> <p>(2) 建築物の建築、管理等に関する取組み ア 設計、施工に関する取組み イ 管理に関する取組み ウ 廃棄物に関する取組み</p> <p>(3) カーボンオフセットの取組み 制度や取組みを参考として、市の事業や活動にあったカーボンオフセットの方策を検討する。</p> <p>ア 市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボンオフセット（市場流通型） イ 市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボンオフセット（特定者間完結型）</p>

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標の進捗状況

第 1 次計画期間中の温室効果ガスの排出量は、市が使用した各種エネルギーの量に対して二酸化炭素の排出係数と地球温暖化係数を用いた推計値を二酸化炭素排出量として算出しました。各施設で消費する電気や公用車のガソリンなどの実際のエネルギー使用量を調査し、その結果に基づくものです。

第 1 次計画においては、指定管理施設を含まないこととしていたため、施設を一部限定した総排出量算定となっています。

【温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量の状況】

2006（平成 18）年度から 2020（令和 2）年度までの総排出量と削減率は下表のとおりです。第 1 次計画を策定した 2008（平成 20）年度以降、基準年度より総じて減少しましたが、計画の目標である総排出量 7%削減については、2011（平成 23）年度及び 2013（平成 25）年度以降の年度での達成となりました（※管理・運営を委託している施設は除く）。

年度	2006 【基準年度】	2008 【計画初年度】	2009	2010	2011	2012
総排出量 (t-CO ₂)	23,973	23,532	23,051	22,815	22,009	22,660
削減率	—	△1.8%	△3.8%	△4.8%	△8.2%	△5.5%

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018
総排出量 (t-CO ₂)	21,939	20,884	20,519	20,136	20,097	19,408
削減率	△8.5%	△12.9%	△14.4%	△16.0%	△16.2%	△19.0%

年度	2019	2020
総排出量 (t-CO ₂)	18,924	18,757
削減率	△21.1%	△21.8%

【二酸化炭素を発生させるエネルギーの使用量の状況】

エネルギーや燃料の種類別の使用量と削減率は次のとおりです。

都市ガス以外では目標を達成しています（※管理・運営を委託している施設は除く）。

種別 年度	ガソリン (kl)	灯油 (kl)	軽油 (kl)	重油 (kl)	LP ガス (m ³)	都市ガス (m ³)	電気 (kwh)
2006	143	850	129	1,404	32,421	15,716	30,400,961
2020	97	519	52	1,257	12,676	22,869	24,150,505
削減率	△32.1%	△38.9%	△59.2%	△10.4%	△60.9%	45.5%	△20.6%
削減目標	△5.0%	△8.0%	△8.0%	△6.0%	△4.0%	△4.0%	△7.0%

3 第2次計画の基本的事項

(1) 計画の目的

この計画は、市が行う事務事業から排出される温室効果ガスについて、温対法に定められた地方公共団体の責務とされる「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置」の取組みを行うために策定します。

また、この計画に基づいた取組みは、第2次奥州市環境基本計画の分野別環境像V「地球環境保全に貢献するまち」の環境目標V-1「地球温暖化対策の推進」に寄与するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画であり、自らの事務や事業等に関し排出される温室効果ガスの抑制等の地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的に、その行動を具体的に規定するものです。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市の全部局が取りまとめを行うエネルギーの使用量を基に、温室効果ガスの排出量の算定を行い、関連調査との整合性も図ります。

(3) 計画期間及び基準年度

この計画は、基準年度を2013（平成25）年度とし、計画期間は計画策定の日から2031（令和13）年3月までのおよそ8年間とします。

また、技術的な進歩が近年著しい脱炭素分野が計画の中心となることから、計画の見直しについて、随時行えるものとし、先進的、効果的な取組について積極的に採用を検討するなど、計画期間において目標達成へ加速するよう取り組んでいきます。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する物質のうち、以下の4種類とします。

ガスの種類	発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	電力・燃料の消費に伴うものが多く、量的に温暖化への影響が最も大きい。
メタン（CH ₄ ）	家畜の反すう、自動車の走行、下水処理等から排出される。
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の消費、笑気ガスの使用等に伴い排出される。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品、カーエアコン、冷蔵庫等の冷媒に使用されている。

※温対法第2条第3項に規定される温室効果ガスには、上記の他にパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の合計7種類の物質がありますが、それらは発生量が少ないこと及び排出量の把握が技術的に困難であることから算定の対象外とします。

※ハイドロフルオロカーボン（HFC）は、自動車用エアコンのみを対象とします。

(5) 計画の対象とする組織と施設

対象とする組織、施設は、市の全ての組織及び施設（居住施設以外）とし、指定管理者制度導入施設も計画の対象とします（別表1を参照）。

なお、組織改正や施設の統廃合等があった場合には、計画の進行管理の中で、必要に応じ見直しを行うものとします。

(6) 計画の対象とする事務事業

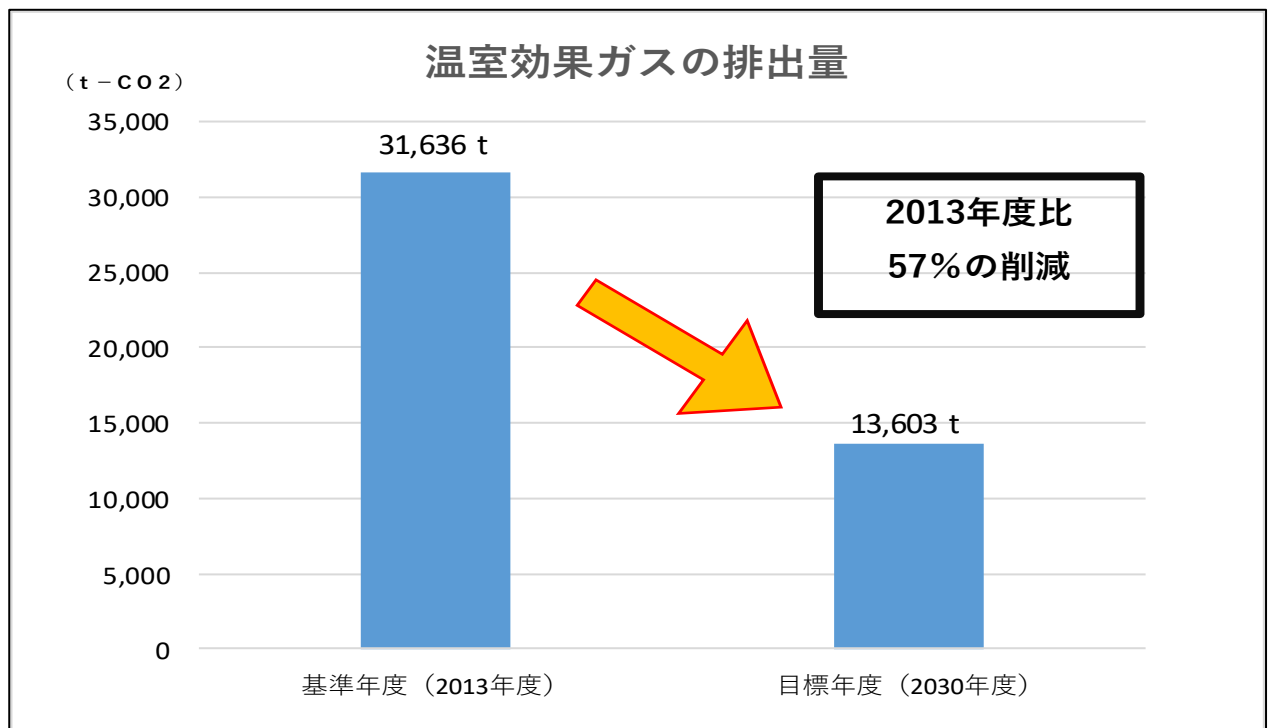
市が行う全ての事務・事業を対象とします。

ただし、公共工事や設計業務、廃棄物の収集運搬処理等の外部委託業務は除外します。

(7) 温室効果ガス排出量の目標

2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で**57%**削減を目標とします。

なお、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）ハイドロフルオロカーボン（HFC）については、各物質の地球温暖化係数（GWP）を利用して二酸化炭素に換算し、全て二酸化炭素として換算、合算した総排出量に対する目標とします。



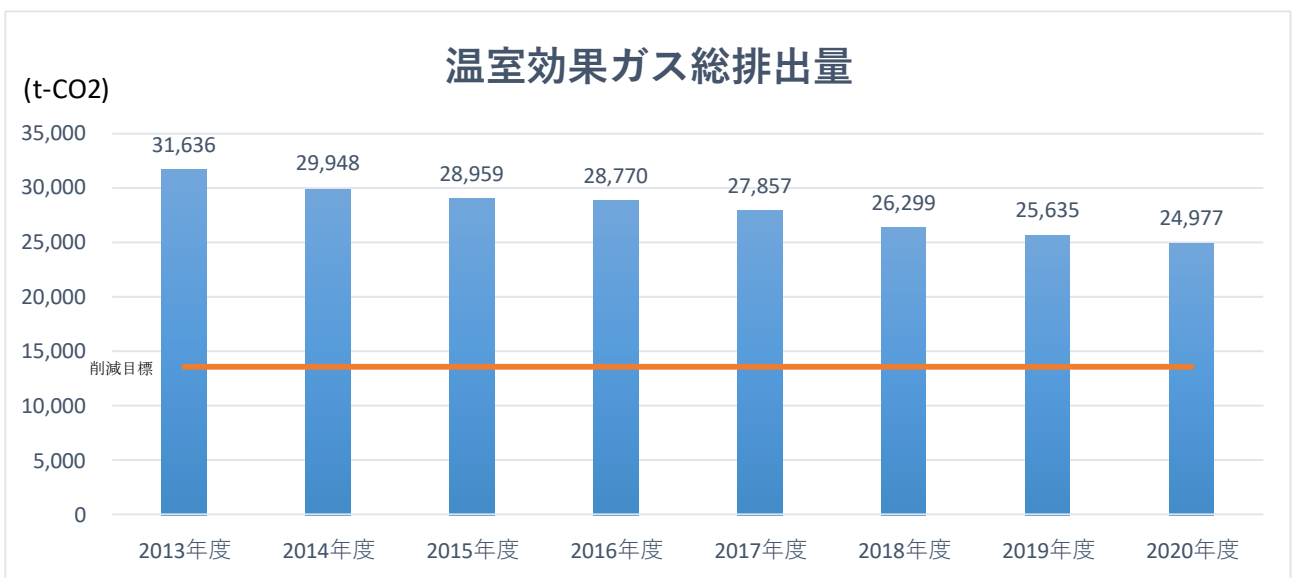
【第2次計画基準年を基準とした排出量等の状況】

第2次計画の基準年である2013（平成25）年度以降のデータは、市が管理・運営を委託している施設も含めて算出します。

また、科学的知見を踏まえ温対法に定められる最新の地球温暖化係数等に基づき、基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガスを二酸化炭素の排出量に換算し算出しました。

下表は、管理・運営を委託している施設も含めて再集計した内容です。

	2013 【基準年度】	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
総排出量 (t-CO ₂)	31,636	29,948	28,959	28,770	27,857	26,299	25,635	24,977
基準年度比 削減率	—	△5.3%	△8.5%	△9.1%	△11.9%	△16.9%	△19.0%	△21.0%



次に、温室効果ガスを排出するエネルギーの使用状況については下表のとおりとなります。

種別 年度	ガソリン (kl)	灯油 (kl)	軽油 (kl)	重油 (kl)	LPガス (m ³)	都市ガス (m ³)	電気 (kwh)
2013	151	1,243	150	1,604	60,750	12,098	38,541,425
2020	113	1,055	82	1,758	46,655	23,712	32,282,120
削減率	△25.2%	△15.2%	△45.3%	9.6%	△23.2%	96.0%	△16.2%

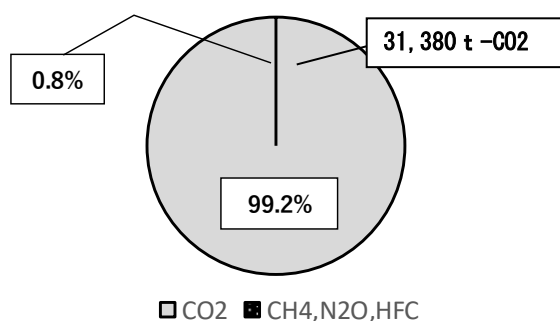
【温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の構成について】

図1は、2013（平成25）年度の排出量（約31,636 t-CO₂）における、温室効果ガスの排出割合を示したものです。円グラフが示すとおり、二酸化炭素が99.2%を占めており、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンは合わせても全体の0.8%にしか過ぎません。

これにより二酸化炭素の排出量を削減することが、地球温暖化防止におけるターゲットとして有効であることが分かります。

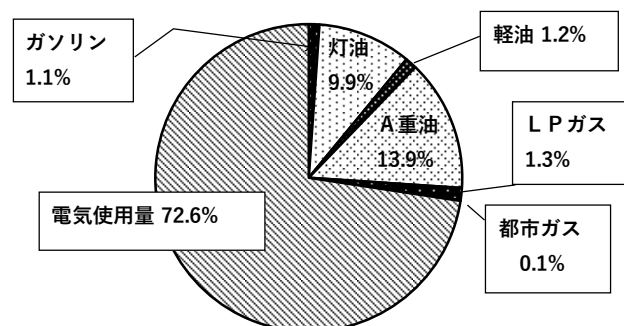
図2は、温室効果ガスのうち二酸化炭素を排出したエネルギー種別の割合を示したものです。二酸化炭素排出量（約31,380 t-CO₂）のうち、電気の使用によるものが72.6%を占め、特に影響が大きいことが分かります。次にA重油13.8%、灯油9.9%と続きます。

図1 2013年度の温室効果ガスの排出割合



温室効果ガスの全排出量は、約31,636 t (CO₂換算)。この内、最も多いCO₂の排出は約31,380 t (99.2%)。

図2 2013年度の二酸化炭素の排出割合

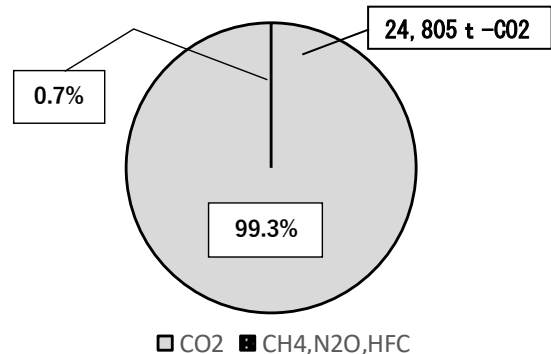


CO₂を排出するエネルギーとして、電気が約22,778 tを排出し、全体の7割以上を占める。

図3は、2020（令和2）年度の排出量（約24,977 t-CO₂）における温室効果ガスの排出割合を示したものです。2013（平成25）年度と同様に、二酸化炭素が99.3%を占めています。

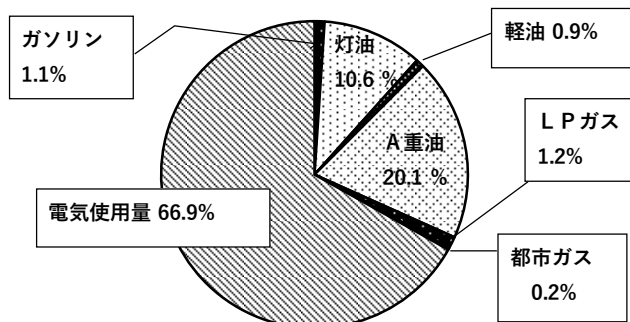
図4は、温室効果ガスのうち二酸化炭素を排出したエネルギー種別の割合を示したものです。二酸化炭素排出量（約24,805 t-CO₂）のうち、最も多いものは、やはり電気の使用によるもので66.9%を占め、その後の順位についても2013（平成25）年度と変わりありません。

図3 2020年度の温室効果ガスの排出割合



温室効果ガスの全排出量は、約24,977 t (CO₂換算)。この内、最も多いCO₂の排出は約24,805 t (99.3%)。

図4 2020年度の二酸化炭素の排出割合



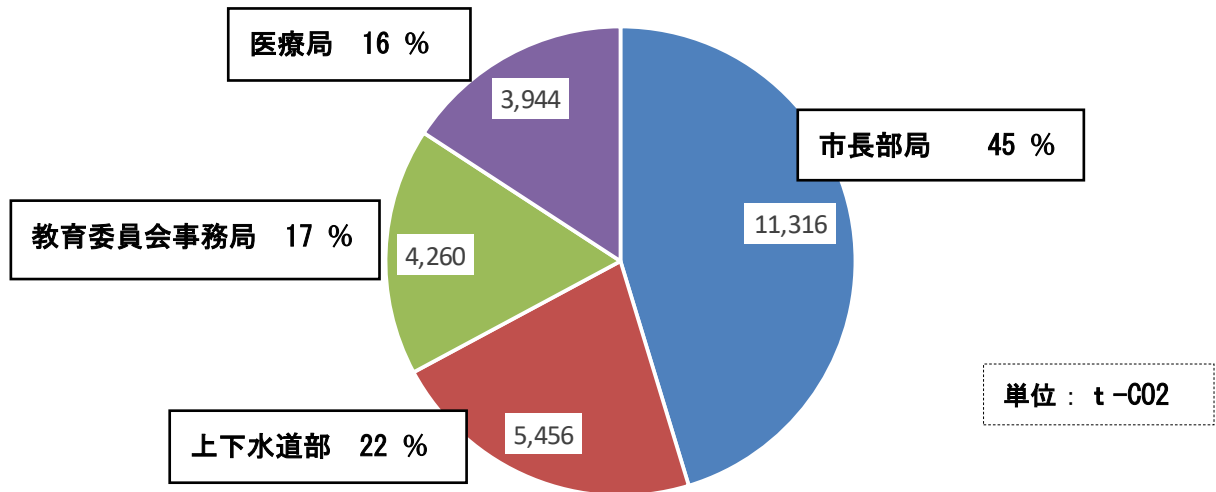
CO₂を排出するエネルギーとして、特に電気が約16,586 tを排出し、全体の7割弱を占める。

【部署ごとの排出状況について】

直近の部署ごとの温室効果ガス排出割合については、下記のとおりとなりました。

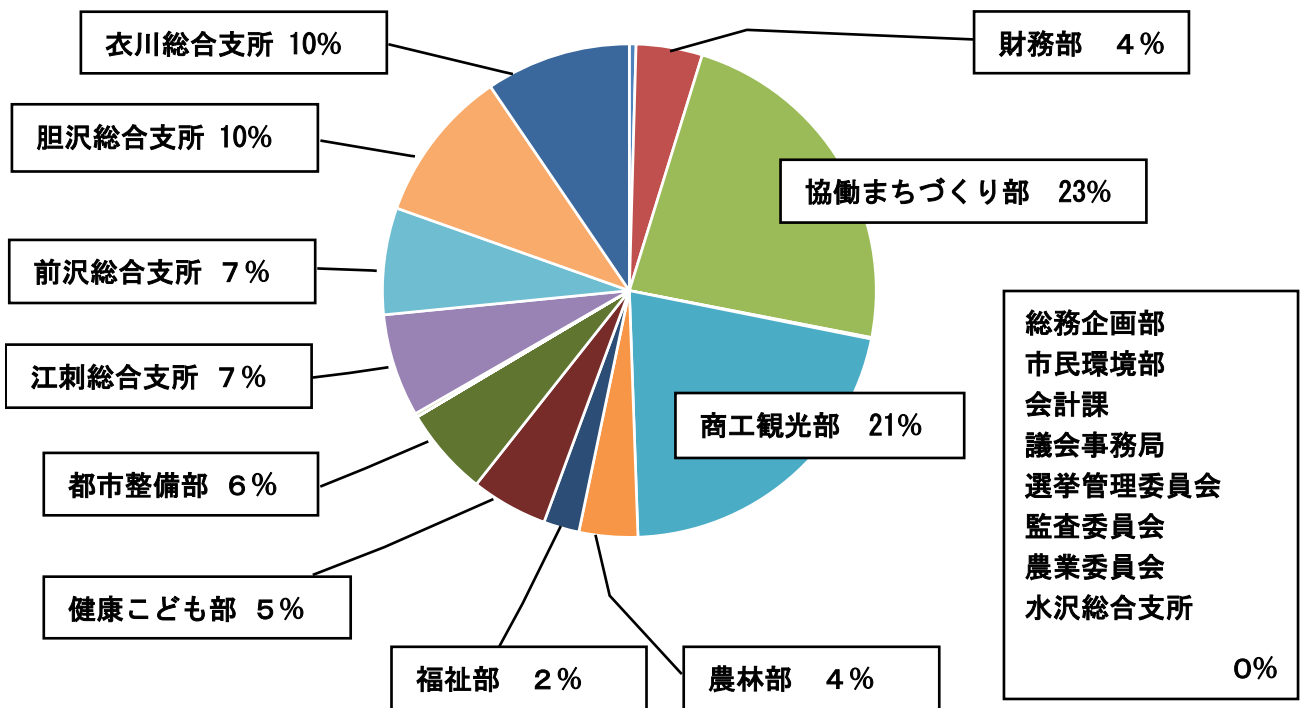
2020年度の排出データをもとに各部署の排出割合をまとめたものが、次の円グラフです。

一番排出量が多いのは市長部局、次が上下水道部、教育委員会事務局、医療局の順になっています。



続いて市長部局を構成する部署ごとの排出量の内訳をまとめたものが、下の円グラフです。

協働のまちづくり部や商工観光部など、所有する施設や設備が多い部署で排出割合が高くなっています。



4 目標達成に向けた取組み

国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、「炭素中立（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の同時達成に向けた取組みを加速。地域の新たな価値創造や市民のライフスタイルの転換などにより脱炭素社会の実現を目指しています。

市においても、市役所という一つの「社会」の中で、職員一人一人が主体的に取組を行うことが求められています。

(1) 事務・事業に関する取組み

市は、多くの資源とエネルギーを消費する一事業者であることを認識し、職員一人一人が様々な事務事業を実施する中で、脱炭素に資する技術、手法、設備等の選択、省エネルギー対策等を行うことで、温室効果ガス排出量の削減をはじめとする環境負荷の低減に積極的に取り組む必要があります。

これを踏まえ、市の事務事業の実施において、以下の方針により取り組みます。

【施設設備や事務事業に関すること】

《省資源・省エネルギーの推進》

- ・市の所管の施設、設備について、その更新や改修、修繕等を行う際、ZEH*²やZEB*³などのようにエネルギーに関し配慮を行った施設設備の導入を図ります。
施設設備の更新や改修、修繕等にあたっては、高効率の照明や空調、壁や屋根、床、窓などの高断熱化など、よりエネルギーの省力化に優れ、温室効果ガスの排出抑制に貢献できるものを選択、導入します。
また、水道や照明など、資源やエネルギーの消費において機械設備による自動化により省資源、省力化が見込まれる場合には、その導入も図ります。
- ・市所管の建物や設備の照明は、省エネルギー性能の高いLED照明を導入します。
- ・市所管の車両について、事務事業の規模にあわせ適正な車両台数の管理を行い、車両の更新の際には、低燃費、低公害車を選択します。
また、事務事業の特性を踏まえたうえで、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）などの化石燃料以外も動力源とする次世代自動車の導入も図っていきます。
- ・市の施設設備を利用する一般の利用者に対し、省エネルギーについて協力をいただくよう周知を行います。
- ・施設設備の管理について、ICT技術の導入なども検討し、より効率的なエネルギー管理が行えるよう努めます。

- ・業務において使用するパソコンやプリンターなど大量に使用する機器の更新の際、当該機器のエネルギー消費量についても注目し、より省エネルギー化に資するよう検討します。

《再生可能エネルギーの利用促進》

- ・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入や利用も図り、温室効果ガスの排出抑制につなげます。
- ・使用する電気等のエネルギーの購入においては、市の事務事業に求められる継続性や安定性などを踏まえたうえで、脱炭素に資するエネルギーを選択します。
- ・市の策定する各種計画（市の施設に関する管理計画や事務事業に関する計画）の策定や見直しの際には、最大限、脱炭素化に資するよう再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化について検討し、積極的に盛り込むこととします。

《温室効果ガスの吸収作用の保全》

- ・公共施設等の緑化を推進します。市有林等の保全を行います。

*² ZEH：(Net Zero Energy House) や、*³ ZEB：(Net Zero Energy Building) とは、高断熱、高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、再生可能エネルギーを導入することで、年間で消費する住宅の一次エネルギー（石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱などの、加工されない状態で供給されるエネルギーのこと）消費量がおおむねゼロ以下になる建築物を指す。

【職員の日常行動に関すること】

《電気使用量の節減》

○ 照明

- ・朝の点灯は始業時間からとし、昼休み時間の執務室内は原則消灯とします。
（ただし、来客等の配慮が必要な場合を除きます。）
- ・時間外勤務の時の執務室は、必要箇所以外の照明を消します。
- ・日光により一定の明るさが確保できる場合は、部分照明や照明の間引きを行います。
- ・トイレ、給湯室、会議室等は使用時のみ照明を点灯します。

○ OA 機器等の電気機器

- ・省エネモードのある機器については、積極的に活用します。
- ・長時間使用しない場合や退庁時は主電源を切る、コンセントを抜くなどして待機電力を削減します。
- ・電気ポット・冷蔵庫などの使用は、機能性や温度調整、使用時間の短縮などの工夫をして、節電に努めます。

○ 自動ドア及びエレベーター

- ・自動ドア及びエレベーターについては、原則として職員は使用しないこととします。
(ただし、健康上の理由、来客対応、荷物の運搬等の必要な場合は除きます。)

《空調・給湯器等の燃料使用量の節減》

- ・天候や室温に応じて、省エネルギー化を目的としつつ快適に過ごすライフスタイル（クールビズ・ウォームビズ）を励行します。
- ・空調設備稼働における建物内の室温は、夏 28℃、冬 20℃を目安とします。
- ・空調設備稼働時は、窓や扉を閉め、ブラインド等を活用し日光を遮るなど、空調の効率化を図ります。
- ・給湯器は適温管理などの効率的使用に努め、湯を無駄に捨てることのないようにします。

《公用車燃料使用量の節減》

- ・市外出張においては、公共交通機関を積極的に利用します。
- ・近距離の移動には徒歩、または自転車を使用します。
- ・エコドライブ（ふんわりアクセル、加減速の少ない運転など）を実践します。
- ・可能な限り相乗りとなるように調整します。また、走行ルートを合理化し、走行距離・時間の短縮を図ります。
- ・タイヤの空気圧などの走行前の点検や走行距離等の記録管理を実施します。
- ・車内を常に整理整頓し、余計な荷物は積載しないようにします。

《水・紙資源の節約》

- ・水道使用時は、水を流したままにしない、必要最小限の使用とするなど、常に節水を心がけます。
- ・コピー、印刷の際は、書類の内容、構成、用紙のサイズ、必要枚数・部数等を事前に十分確認したうえで行います。
- ・無駄が生じないように紙面構成を工夫しつつ、両面印刷、集約両面印刷を活用します。
- ・機密情報を含まない使用済用紙やミスコピー用紙の裏面をメモなどに活用します。
- ・資料の非紙媒体化に努め、電子メール、電子掲示板等により連絡、報告、回覧等が可能なものについては、積極的に活用します。

《廃棄物の削減・リサイクルの推進》

- ・物品は工夫して繰り返し使用するなど、長期使用を心掛けます。
- ・回収ボックス等を設置し、リサイクルを徹底し、ごみの排出量の抑制に努めます。
- ・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図ります。
- ・使用済み封筒の再使用に努めます。
- ・イベントの開催時には、廃棄物の発生抑制を心掛けます。

《グリーン購入の推進》

- ・環境省が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じて、環境へ配慮した製品（エコマーク、グリーン購入法の特定調達品目、グリーンマーク認定製品など）の購入に努めます。

《その他》

- ・光熱費等の使用状況の把握や設備点検を定期的に行い、設備の適正な維持・管理を行います。
- ・ポスターや庁内掲示版等により、省エネ行動の徹底を定期的呼びかけます。
- ・省エネ行動については、貼紙などで市民等への理解と協力を求めます。
- ・指定管理制度等による公共施設の管理者には、省エネ行動やエネルギー使用量実績報告への協力を依頼します。

【職員に対する研修、情報提供に関すること】

地球温暖化対策に職員が意欲的に取り組めるよう以下の普及・啓発を行います。

- ・地球温暖化の現状等、地球温暖化に関する情報の提供を行います。
- ・本計画の内容や進捗状況について情報を共有し、取組みの徹底を図ります。
- ・地球温暖化対策等に対する研修会や実行計画に関する説明会を必要に応じ実施し、職員の意識向上に努めます。
- ・職員が環境保全に関する研修、講演会へ参加出来るように情報提供を行います。
- ・各職場からより効率的な取組みの提案を募集する機会を設けるなど、職員全体での取組みとなるよう工夫を行います。

(2) 進捗状況の公表

毎年度、エネルギー使用量調査の結果をもとに算出される温室効果ガスの排出量に、同調査に現れない市の取組みに係る算出可能な排出分又は削減分を含めて、市ホームページで公表します。

(3) 計画の推進体制

この計画は、「奥州市環境管理システム」に定める体制により推進します。

計画の対象とする算定対象施設一覧

奥州市役所本庁舎	奥州市梁川地区センター	俳句の庵
江刺総合支所庁舎	奥州市江刺林業者等健康増進センター	胆沢文化創造センター
前沢総合支所庁舎	奥州市広瀬地区センター	後藤伯記念公民館(国登録有形文化財)
胆沢総合支所庁舎	江刺農業構造改善センター	衣川セミナーハウス
衣川総合支所庁舎	奥州市稲瀬地区センター	奥州市立水沢図書館
江刺ターミナルプラザ	稲瀬体育センター	奥州市立江刺図書館
光ネット田原サブセンター	奥州市前沢地区センター	奥州市立前沢図書館
光ネット伊手サブセンター	奥州市前沢地区センター白鳥分館	奥州市立胆沢図書館
光ネット藤里サブセンター	奥州市前沢地区センター上野原分館	大鐘公園(市民プール)
光ネット米里サブセンター	奥州市前沢地区センター目呂木分館	奥州市ふれあいの丘公園(水沢総合体育館)
光ネット玉里サブセンター	白鳥地区集落センター	江刺中央体育館
光ネット梁川サブセンター	目呂木勤労者体育館	江刺西体育館
光ネット広瀬サブセンター	奥州市古城地区センター	江刺カルチャパーク(多目的広場・テニスコート)
大手町車庫	奥州市白山地区センター	胆沢総合体育館
水沢車両センター	農村集落多目的共同利用施設白山中央会館	胆沢野球場
水沢地域交流館	奥州市生母地区センター	胆沢陸上競技場
奥州市水沢地区センター	奥州市生母地区センター母体分館	胆沢農村広場
堀ノ内公園体育館	奥州市生母地区センター赤生津分館	胆沢プール
奥州市水沢南地区センター	生母ふるさとセンター	水沢武道館
奥州市常盤地区センター	赤生津地区コミュニティセンター	水沢弓道場
奥州市佐倉河地区センター	奥州市小山地区センター	水沢体育館
奥州市真城地区センター	渡辺記念館	水沢公園(野球場・テニスコート・陸上競技場・相撲場)
奥州市姉体地区センター	奥州市南都田地区センター	前沢いきいきスポーツランド
姉体地区農村広場	奥州市若柳地区センター	前沢グリーンアリーナ
奥州市羽田地区センター	供養塚体育館	前沢スポーツセンター
奥州市黒石地区センター	奥州市胆沢愛宕地区センター	江刺中央運動公園(野球場・陸上競技場)
奥州市岩谷堂地区センター	胆沢愛宕農業者トレーニングセンター	江刺武道館
岩谷堂地区総合運動場	奥州市北股地区センター	衣川野球場
奥州市江刺愛宕地区センター	奥州市南股地区センター	衣川社会体育館
奥州市田原地区センター	奥州市衣川地区センター	衣川柔剣道場
江刺農業者健康増進センター	奥州市衣里地区センター	胆沢郷土資料館
奥州市藤里地区センター	奥州市衣川山村開発センター(一首坂トイレ及び交流館)	白山児童館
江刺多目的研修センター	奥州宇宙遊学館(国登録有形文化財)	一般廃棄物最終処分場(水沢)
奥州市伊手地区センター	奥州市文化会館	大林寺公衆便所
奥州市米里地区センター	奥州市文化会館分室	長光寺公衆便所
米里体育センター	奥州市江刺生涯学習センター	陸中折居駅公衆便所
奥州市玉里地区センター	江刺体育文化会館	白鳥地区防災センター
江刺農業者トレーニングセンター	前沢ふれあいセンター	水沢防災倉庫

計画の対象とする算定対象施設一覧

胆沢防災倉庫	江刺総合コミュニティセンター	前沢子育て支援センター
奥州市まちなか交流館	水沢高齢者創作館	道路照明灯(水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川)
奥州市道の駅交流館	江刺高齢者生産活動センター	ロードヒーティング(水沢・江刺・前沢)
奥州市種山高原野外交流施設	まえさわ介護センター・前沢居宅介護支援事業所	JRアンダーパスポンプ施設(前沢)
奥州市種山高原キャンプ場	前沢訪問看護ステーション	見分森公園(野外ステージ)
奥州市江刺農林漁業体験実習施設	胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家	沖沼釣公園
奥州市越路スキー場	前沢いきいきハウス	大師山森林公園
えさし観光交流館(えさし藤原の郷内)	大岳高齢者生きがいセンター	福原農村公園
江刺自然活用総合管理施設(えさし藤原の郷内)	奥州市立水沢放課後児童クラブ	堀ノ内親水公園
えさし郷土文化館	奥州市立みなみ放課後児童クラブ	満倉農村公園
前沢温泉保養交流館	奥州市立ときわ放課後児童クラブ	高根農村公園
奥州湖交流館	奥州市立佐倉河放課後児童クラブ	上島農村公園
ひめかゆ健康の森(ひめかゆスキー場)	奥州市立真城放課後児童クラブ	鶴城農村公園
衣川いきいき健康ランド	奥州市立姉体放課後児童クラブ	南前沢グリーンパーク
衣川いきいき交流館	奥州市立羽田放課後児童クラブ	大桜農村公園
衣川高齢者コミュニティセンター	奥州市立黒石放課後児童クラブ	紫陽花ロード展望台
国見平スキー場	奥州市立岩谷堂放課後児童クラブ	鶴供養フラワー公園
衣川ふるさと自然塾	奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ	蛸の手親水公園
衣川青少年旅行村	奥州市立前沢放課後児童クラブ	南方親水公園
水沢大町多目的広場	奥州市立古城放課後児童クラブ	大畑平親水公園
川原町多目的広場	奥州市立胆沢笹森放課後児童クラブ	いさわの郷体験公園
奥州市伝統産業会館	奥州市立南都田放課後児童クラブ	角塚古墳公園
江刺産業技術交流センター	奥州市子育て総合支援センター	胆沢上愛宕農村公園
前沢勤労者研修センター	奥州市少年センター	徳水園昭和の一里塚
水沢勤労者体育館	奥州市水沢保健センター	大歩昭和の一里塚
奥州市鋳物技術交流センター	奥州市江刺保健センター	鹿合館跡公園
えさし藤原の郷(向山公園内)	奥州市前沢健康管理総合センター	市野々番所跡公園
江刺ふるさと市場	奥州市健康増進プラザ悠悠館	供養塚昭和の一里塚
奥州市江刺農業活性化センター	奥州市衣川保健福祉センター	公園施設(市内55箇所)
胆沢トレーニング農場セミナーハウス	奥州市立幼保連携型認定こども園稲瀬わかば園	前沢駅東西交流通路
衣川民芸屋敷	奥州市立幼保連携型認定こども園前沢北こども園	南丑沢集会所
胆沢水の郷未来館	奥州市立幼保連携型認定こども園あゆみ園	松堂集会所
しもやなぎ交流館	奥州市立いづみ保育園	大橋住宅集会所
上笹森交流館	奥州市立みなみ保育園	石田集会所
小黑石自然体験交流館	奥州市立田原保育所	北余目集会所
新里地区振興会館	奥州市立江刺南保育所	市営住宅街灯(水沢・江刺・前沢・衣川)
排水機場(市内12箇所)	奥州市立玉里保育所	水道関係施設(浄水場)
衣川防災ダム管理所	奥州市立前沢保育所	水道関係施設(ポンプ場)

計画の対象とする算定対象施設一覧

水道関係施設(配水池)	旧後藤家住宅(国指定重要文化財)	奥州市立広瀬小学校
水道関係施設(配水塔)	旧後藤正治郎家住宅(県指定有形文化財)	奥州市立稲瀬小学校
水道関係施設(取水井)	旧岩谷堂共立病院(県指定有形文化財)	奥州市立前沢小学校
汚水排水処理施設(公共下水道)	旧安倍家住宅(国登録有形文化財)	奥州市立胆沢第一小学校
汚水排水処理施設(農業集落排水施設)	歴史回廊駐車場トイレ	奥州市立南都田小学校
汚水排水処理施設(コミュニティプラント)	おだき文化財整理室	奥州市立若柳小学校
雨水排水施設(江刺ポンプ場)	白鳥館遺跡公衆トイレ	奥州市立胆沢愛宕小学校
パステルハウス	長者ヶ原廃寺跡公衆トイレ	奥州市立衣川小学校
胆沢川桜つつみ広場	五位塚休憩所トイレ、	奥州市立衣里小学校
旧東水沢中学校体育館	藤里毘沙門神社トイレ	奥州市立水沢中学校
道路維持管理センター(胆沢)	奥州市立岩谷堂幼稚園	奥州市立東水沢中学校
衣川古戸公衆トイレ	奥州市立佐倉河幼稚園	奥州市立水沢南中学校
奥州市総合水沢病院	奥州市立羽田幼稚園	奥州市立江刺第一中学校
奥州市国民健康保険まごころ病院	奥州市立小山東幼稚園	奥州市立前沢中学校
奥州市国民健康保険前沢診療所	奥州市立南都田幼稚園	奥州市立胆沢中学校
奥州市国民健康保険衣川診療所	奥州市立若柳幼稚園	奥州市立衣川中学校
奥州市国民健康保険衣川歯科診療所	奥州市立水沢小学校	フロンティア奥州
奥州市国民健康保険直営診療所	奥州市立水沢南小学校	奥州市立東水沢学校給食センター
奥州市牛の博物館	奥州市立常盤小学校	奥州市立江刺学校給食センター
奥州市埋蔵文化財調査センター	奥州市立佐倉河小学校	奥州市立前沢学校給食センター
衣川歴史ふれあい館	奥州市立真城小学校	奥州市立胆沢学校給食センター
高野長英記念館	奥州市立姉体小学校	旧国民宿舎サンホテル衣川荘
後藤新平記念館	奥州市立羽田小学校	旧奥州市勤労青少年ホーム江刺サテライト
斎藤實記念館	奥州市立黒石小学校	旧上野原小学校
奥州市武家住宅資料センター(内田家旧宅)	奥州市立岩谷堂小学校	旧母体小学校
後藤新平旧宅(県指定有形文化財)	奥州市立江刺愛宕小学校	旧赤生津小学校
旧高橋家住宅(国指定重要文化財)	奥州市立田原小学校	旧南公民館
高野長英旧宅(国指定史跡)	奥州市立藤里小学校	旧真城公民館
後藤寿庵館跡公園	奥州市立伊手小学校	旧赤土田集会所
胆沢城跡歴史公園	奥州市立人首小学校	旧折館集会所
菊田一夫記念館	奥州市立木細工小学校	
豊田館跡公園トイレ	奥州市立玉里小学校	
益沢院跡公園トイレ	奥州市立梁川小学校	

※令和4年度の状況とし、組織体系順に配列しています。施設の改廃により、報告施設を変更する場合があります。

※エネルギー使用量が発生しない施設は、除外することとしています。

※上記施設に付随する機器類、公用車も対象とします。